

令和2年度

職員採用資格試験

〈受付期間〉
8/3(月)～8/31(月)

ご応募
お待ちしております

〈第1次試験日〉9/20(日)

〈第2次試験日〉10月中旬予定

試験職種	主な受験資格 (年齢は令和3年4月1日時点の満年齢)	採用予定 人数	第1次試験 試験内容	第2次試験 試験内容
一般行政事務 (A)	▶平成11年4月2日～ 平成15年4月1日生まれの方 (18歳～21歳)	4人程度	基礎能力検査 事務能力検査 パーソナリティー検査 面接試験	面接試験
一般行政事務 (B)	▶昭和60年4月2日～ 平成11年4月1日生まれの方 (22歳～35歳)	5人程度		
消防吏員	▶平成7年4月2日～ 平成15年4月1日生まれの方 (18歳～25歳) ▶採用後、24時間勤務ができ、 安芸高田市に居住できる方	3人程度	基礎能力検査 パーソナリティー検査 面接試験	面接試験 体力測定

問総務課 職員係 ☎お太助フォン 42-5611

後期高齢者医療制度 保険証(被保険者証)の定期更新

「後期高齢者医療被保険者証」は、毎年8月1日付で定期更新します。新しい保険証は、7月末日までに郵送しますので、8月1日以降に病院等で受診の際は、必ず新しい被保険者証を提示してください。

8月1日時点で被保険者証が届いていない方は、保険医療課医療保険年金係に問い合わせてください。

※旧被保険者証は、自身で破棄するか、保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係に返却してください。

※「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、および「限度額適用認定証」を申請している方で、令和2年度も対象の方には新しい認定証を同封します。

■一部負担金の割合を確認してください

令和元年中の所得状況等を基に負担割合(1割または3割)を判定していますので、一部負担金の割合を変更している場合があります。



新しい被保険者証



後期高齢者医療限度額適用
・標準負担額減額認定証



限度額適用認定証

問保険医療課 医療保険年金係 担当:深井
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

一部免除を受けたときは 残りの保険料(一部納付額)の納付を忘れずに

一部免除を受けた保険料の残りの保険料(免除を受けていない保険料)を納付しないと、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を将来受けられない場合がありますので忘れず納付してください。

保険料の一部免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が基準以下の場合に承認されると納付が免除される制度

令和2年度の一部納付額

- 4分の3免除 4,140円/月
- 半額免除 8,270円/月
- 4分の1免除 12,410円/月



国民年金の
あれこれ
知っておきたい!

問三次年金事務所
☎0824-62-3107

犬は法令等を守って飼育しましょう

■犬は登録し、狂犬病予防注射を受けましょう

飼い主には、市で犬を登録し、毎年狂犬病予防注射を受け(生後91日目から接種可)、鑑札と注射済票を犬の首輪等に付ける義務があります。

法令等に違反すると罰則がありますので、未登録の方は忘れず登録などの対応をしてください。

《手数料》

登録手数料	狂犬病予防注射済票 交付手数料
3,000円/1頭	550円/1回

■犬はつないで飼いましょう

犬の放し飼いは禁止されています。交通事故や近隣へ迷惑をかける事案が複数発生していますので、必ずつないで飼ってください。

問環境生活課 環境生活係 担当:吉川
☎お太助フォン 42-1126 ☎47-1206

特別定額給付金 申請をお忘れなく

対象者に一人10万円を給付する「特別定額給付金」の受給には、申請が必要です。

書類の不備や、申請期限を過ぎると受給できない場合がありますので、早めに申請してください。

《対象》

- 4月27日時点で本市の住民基本台帳に記載されている方

《受給資格者》

- 給付対象者の属する世帯の世帯主

《給付額》

- 10万円/1人

《申請方法》

市が送付した申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒で返送してください。

《申請期限》

8月12日(水)※消印有効

問総務課 特別定額給付金担当 担当:杉安
☎42-5651